農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令　和　4　年　1　月　24　日

五　條　市　長　　太　田　好　紀

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
五條市	宇智地区（六倉町集落）	令和4年1月24日	

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.3　ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.0　ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.1　ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1　ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0　ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0　ha

（備考）
・農業後継者の目途がついていない77％
・将来的に農地をまかせたい69％
・圃場整備を行った場合に参加を検討している77％

2　対象地区の課題

将来的に農地をまかせたい意向のある農業者が多く、今後は新たな農地の受け手の確保が必要である。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農組織等新たな中心経営体を確保しつつ、基盤整備事業を活用して作業性の良い農地整備を行い、農地中間管理事業で中心経営体への農地の集約化を図る

（参考）　中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	3人		3.0　ha		3.0　ha	

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・基盤整備への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

・農地の共同管理に関する取組方針
営農の継続と農地の適正な維持管理を図るため、集落内の農地について共同で管理するための組織作りについて検討を行う。